

## 財務 VOL.105

(平成 29 年 12 月 25 日 発行)

## 速報概説！「平成 30 年度 税制改正大綱」

今号は、今月初旬に発表された「平成 30 年度 税制改正大綱」について、医療機関(中小企業)に影響があると思われるものを中心にご紹介させていただきます。

### 1. 給与所得控除の見直し

・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。  
・給与所得控除の上限額が適用される給与年収が850万円・控除上限額が195万円に引き下げられます。

(改正前は給与年収1,000万円・控除上限額220万円)

※なお、年収が850万円超の方でも、所得者本人や同一生計の扶養親族が特別障害者に該当する場合や、23歳未満の扶養親族がいる場合には最大で15万円、給与所得控除額が上乘せされる調整措置が設けられています。

### 2. 公的年金控除の見直し

・公的年金控除額が一律10万円引き下げられます。  
・公的年金控除額に初めて「上限額」が設定され、上限額が適用される年金年収が1,000万円・控除上限額が195.5万円とされました。  
・加えて「公的年金以外の所得」が1,000万円を超える場合には、10万円、2,000万円を超える場合には20万円がプラスで控除額から減額されます。

### 3. 基礎控除の見直し

・基礎控除の控除額が一律10万円引き上げられます。  
(所得税:38万円⇒48万円、住民税:33万円⇒43万円)  
・加えて「合計所得金額」が2,400万円を超える場合には所得に応じて控除額が逡減され、2,500万円を超えた場合は控除額が「0」となります。  
2,400万円以下 ⇒48万円(住民税43万円)  
2,400万円超2,450万円以下⇒32万円(住民税29万円)  
2,450万円超2,500万円以下⇒16万円(住民税15万円)  
2,500万円超 ⇒基礎控除の適用なし

### 4. 青色申告特別控除の見直し

・取引を「正規の簿記の原則」に従って記録している者(税理士に申告委任している方はほぼ確実に該当)に係る「青色申告特別控除」の控除額が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、下記のいずれかの要件を満たす場合には改正前の65万円の控除が適用できます。

- ①電子申告(e-Tax)で申告を行うこと
- ②会計帳簿(仕訳帳及び総勘定元帳)について電磁的記録の備付け及び保存を行っていること(予め税務署長の承認が必要)

### 5. 各種所得控除の所得金額要件の調整

上記1から4の見直しに伴い、各種「人的控除」の適用に影響が出ないよう「所得要件(合計所得金額)」が変更されています。

・配偶者・扶養控除の所得要件:38万円以下⇒48万円以下  
・配偶者特別控除の所得要件:  
38万円超123万円以下⇒48万円超133万円以下  
・勤労学生控除の所得要件:65万円以下⇒75万円以下

以上1から5の個人所得課税関連の改正は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税に適用されます。

### 6. 所得拡大促進税制の改組

詳細については次号以降であらためて解説させていただきますが、改正の要点を簡単に説明しますと、改正前の三要件(下記参照)の内、①と②が撤廃され、前年比1.5%以上の増加要件が付加された③の要件のみとなりました。

- ①平成24年度と比較して給与総額が3%以上増加していること
- ②当年度の給与総額が前年度の給与総額を上まわっていること
- ③当年度の一人あたりの一月平均給与が前年と比べて上まわっていること

加えて「控除税額」の計算方法が、これまで「24年度と当年度の給与総額との差額の10%」だったものが「前年度と当年度の給与総額の差額の15%」とされました。このため平成24年当時の給与水準が比較的高かったため、これまで同制度を適用できなかった事業所に適用のチャンスが与えられる反面、平成24年当時以降事業を拡大(分院設立、介護事業進出等)し、人件費が大幅に増加している事業所にとっては、減税額が縮小することとなります。

以上の改正は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

### 7. 小規模宅地等の特例の見直し

①故人が生前に自宅として居住していた土地を相続した場合、一定の条件をクリアすれば、相続税算出の際に土地の評価額を80%減額できる(330㎡が限度)制度が改正されます。

別居親族が相続する場合の適用要件として「相続開始前3年以内に自身の持ち家(配偶者の持ち家を含む)に居住したことがない(いわゆる「家なき子」)」という要件をクリアするため、事前に持ち家を親族に贈与もしくは売却した上でそれを賃借して住むという手法が横行しました。これにメスが入り、上記要件の持ち家の要件につき所有者が「3親等以内の親族」「特別の関係のある法人」のケースが加えられ、なおかつ「相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたことがない」という要件も加えられました。

②同じく「貸付事業用宅地(※他人に賃貸している土地)」を相続した場合、評価額が50%減額できる(200㎡が限度)制度も改正されます。相続税の節税対策として、長期的視点(空室リスク等々)を考慮することなく賃貸物件を建築する等のケースを防止するため、「相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等」については、対象から除外されることとなりました。

### 8. 一般社団法人等の相続税見直し

法の不備により確実に規制が入るであろうと思われていた節税スキームにやはりメスが入られることとなりました。

社団法人は一般の会社の株式に当たる「持ち分」という概念がないため「親が代表者となって社団法人を設立⇒個人資産を社団法人に移す⇒子に代表を継がせ法人の支配権を移譲」というスキームを用いると、結果として相続税をかけられることなく、資産を相続させる事が可能となるため、このスキームが横行しました。

改正では同族役員が死亡した場合に「相続開始の直前」または「相続開始前5年以内のうち合計3年以上の期間」のいずれかにおいて、「同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1超⇒過半数が同族役員」の状況にある場合には「法人が持つ財産を対象に相続税がかけられる」とこととなりました。

以上の改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員死亡に係る相続税について適用されます(但し平成30年3月31日以前に設立された法人等については平成33年4月1日以後)。